

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（一二二件）

（衆）は提出時の先議院

件名	先議院	提出月日	参議院		衆議院		備考
			付託	議決	付託	議決	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	（衆）	五月二六日 （第一百一回国会）	六、四三三	承 六、五二三	承 六、五二四	六〇、三三四	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三二三	承 五、四二四	一三、三四	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三二三	承 五、四二四	一三、三四	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三二三	承 五、四二四	一三、三四	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三二三	承 五、四二四	一三、三四	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	二月二六日 （第一百一回国会）	四、三三	承 五、三二三	承 五、四二四	一三、三四	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	六月二四日 （予）	（予）	承 五、三二三	承 五、四二四	一三、三四	
継続審査				承 四、二二三	承 四、三二三		
				承 四、三二三	承 四、三二三		

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	衆	六〇、三三四	六〇、三三四(予)			六〇、三三四	衆	六〇、三三四	衆	六〇、三三四	衆
昭和三十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	〃	一三三四	一三三四(予)			一三三四	〃	一三三四	〃	一三三四	〃
昭和六十年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	〃	六二、二二五	六二、二二五(予)			六二、二二五	〃	六二、二二五	〃	六二、二二五	〃
昭和六十年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	〃	二二五	二二五(予)			二二五	〃	二二五	〃	二二五	〃
昭和六十年年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	〃	二二五	二二五(予)			二二五	〃	二二五	〃	二二五	〃

決算その他(六件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考	
	提出月日				
昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書	五九、二二二 (第百二回国会)	六〇、三三四	六二、五二六	六二、五二三	百二回国会 大蔵大臣報告 百三回国会 了

決算

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	六〇、二二九 (第百二回国会)	六〇、二二四	六〇、五二六 六〇、五二六 議決	六〇、二二四	六〇、二二四 議決	百二回国会 継 百三回国会 未了
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第百二回国会)	一、二四	五、二六 議決	一、二四	五、二三 議決	百三回国会 了
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	一、二四	六、五、三		五、二三		大蔵大臣報告 六、五、三
昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六、二二六	一、二八		二、二六		
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	二、二六	二、二六		二、二六		

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その2)(第百二回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	六〇、二二九 (第百二回国会)	六〇、二二四	六二、五二六 議決	六二、五二三 議決	六〇、二二四 議決	百二回国会 継続
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九 (第百二回国会)	一、二四	五、二六 議決	五、二三 議決	一、二四 議決	百三回国会 未了
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	一、二四	六二、五二三			五、二三 議決	大蔵大臣報告 六二、五二三
昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	六二、二二六	一、二八			一、二六 議決	
昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二六	一、二六			一、二六 議決	

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管
使用調書(その2)(第百二回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

使用調書（その2）（第百二回国会提出）

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額
総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二回国
会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度一般会計予備
費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外五件
につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果に
ついて御報告申し上げます。

これら六件は、財政法の規定に基づき国会の事後承諾を
求めるため提出されたものでありまして、その内容は、昭
和五十八年度中において、使用または増額の決定がなされ
た一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な
費目は、災害復旧、総理大臣の外国訪問、衆議院議員総選
挙及び最高裁判所裁判官国民審査関係に必要な経費、並び
に退職手当、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金、
国民健康保険事業に対する国庫負担金等の不足を補うため
に必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら六件を一括して昭和五十

八年度決算外二件と共に審査いたしました。質疑の内容
につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。
質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共
産党を代表して橋本委員より、昭和五十八年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、同
（その2）並びに昭和五十八年度特別会計予算総則第十一
条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
（その2）以上三件については賛成、他の三件には反対す
るとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係六件につきまし
て、多数をもつて承諾を与えるべきものと議決された次第
であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別
会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払
計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書（第百二回国
会提出）

昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二回
国会提出）

昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二回国
会提出）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十八年度決算外二件につ
きまして、決算委員会における審査の経過及び結果につ
いて御報告申し上げます。

昭和五十八年度決算は、昭和五十九年十二月二十一日国
会に提出され、同六十年五月三十一日当委員会に付託とな
り、また国有財産関係二件につきましては、同六十年一月
二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。
当委員会では、昭和五十八年度決算外二件の審査に当た
りましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ
効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政
府の施策全般について広く国民的視野から、実績批判を行
い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させる
べきであるとの観点に立つて審査を行ってきたのでありま
す。

審査のため委員会を開くこと十七回、別に述べるような
内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、決算審査の充実、

会計検査院法改正、財政再建、行政改革、外交・防衛、教
育に関する問題を初め、平和相互銀行問題、豊田商事事件
及び冠婚葬祭互助会の解約をめぐる問題など行財政全般に
ついて熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議
録によって御承知願います。

昭和六十一年五月十六日、質疑を終了し、討論に入りま
した。

議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対す
る六項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して梶原理事、公明党・国
民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して橋本委
員、民社党・国民連合を代表して関委員、またサラリーマ
ン新党を代表して木本委員から、それぞれ、本件決算は是
認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意
見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して堀江
理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警
告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数を
もって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する
警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議

決された次第であります。

昭和五十八年度決算にかかわる内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 最近、日本道路公団横浜管理事務所及び海洋科学技術センターにおいて、収賄事件あるいは背任事件が発生し、また、公務員等が、いわゆる国鉄ゲリラ事件に見られるような破壊行為に参加して逮捕されるなど、公務に携わる者として、厳しく非難されなければならない行為が発生していることは極めて遺憾である。

政府は、公務員等に対する国民の信頼を損なうこのような事件の再発を防止するため、厳正な綱紀の肅正を図るとともに、関係機関に対しても指導を強化すべきである。

(2) わが国の政府開発援助は、年々増加し、その額は膨大なものとなつていくが、援助の目的が十分に達せられていないとの指摘が決算審査の過程において行われたことは遺憾である。

政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であることにかんがみ、同援助が相手国国民の生活向上と民生安定に資するため、適正かつ有効に使用されるように援助

の実施手続及び評価体制の改善を図るべきである。

(3) 一部の精神病院において、同意入院患者の保護義務者の選定に必要な手続を踏んでいないまま入院させていた事例、あるいは病院内における調査請求制度の周知方が十分になされていないため、患者が同制度を活用し難い事例などがあつたことは、精神病院における入院患者の人権擁護の見地から遺憾である。

政府は、同意入院制度の見直しをはじめとして精神衛生法を整備し、精神病院に対しては、各都道府県を通じ、入院患者に調査請求制度を周知徹底するなど一層指導監督に努め、もつて精神障害者の人権の確保を図るべきである。

(4) 農林水産省の国営かんがい排水事業の中には、設定された工期をたびたび変更し、着工以来長期間を経過しているにもかかわらず、未だ完了に至らないため、これに要した国の財政資金及び事業の完了後受益農家が負担する総償還額が増嵩している事業も見受けられる。

政府は、同事業が相当の年月を要するものとはいえ、所期の工期を大幅に超過することは、その間に農業を取り巻く社会経済情勢に著しい変化を生じること、受益者

が高齢化すること等にかんがみ、また投下された巨額な財政資金の効果の速やかな発現を図る観点から、継続中の事業を一層促進し、その早期完了に努め、受益農家に事業の遅延による過大な負担を及ぼさないよう格段の努力をすべきである。

(5) 中小企業事業団が行っている燃系機械の設備共同廃棄事業に係る資金貸し付けを受けている日本燃系工業組合連合会の不正経理に端を発し、同連合会の監督官庁である通商産業省の職員が収賄容疑で逮捕されたことは、極めて遺憾である。

政府は、この種事態の再発防止のため、実効ある綱紀粛正策を一層推進し、行政に対する国民の不信を招くことのないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業については見直しを含め、指導の適正化を図るべきである。

(6) 建設省が、通商産業省総合庁舎建設に伴う空気調和設備工事の施行に当たり、自動制御設備の機器材料費を重複して積算したため、契約額が過大になり国損を招く事態が発生したことは遺憾である。

政府は、このような単純な積算誤りを防止するため、積算体制の全面的見直しのほか、職員の教育、訓練の充

実等を図り、官庁営繕工事の予算執行に厳正を期すべきである。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもつて異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。